

魚津市告示第144号

魚津市建設工事競争入札参加資格者選定要綱の一部改正について

魚津市建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成22年魚津市告示第109号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月21日

魚津市長 村椿 晃

第3条第2項中「平成22年度」を「令和2年度」に改める。

第4条第2項第2号エ（キ）の次に次のように加える。

（ク） 元気とやま！子育て応援企業 （キ）に規定する者のうち、申請日において県から元気とやま！子育て応援企業として登録を受け、公表されている者を対象とし、別表4による。

（ケ） 男女共同参画推進事業所 申請日において、富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業における男女共同参画推進事業所認証取扱要領に基づき、県から認証を受けている者を対象とし、別表4による。

（コ） 保護観察対象者等の雇用 定期受付年度及びその前年度において、協力雇用主として富山保護観察所に登録し、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条に規定する更生緊急保護を受けた者を3月以上雇用した者（同法第85条第4項に規定する期間において雇い入れた場合に限る。）を対象とし、別表4による。

別表3を次のように改める。

加 点 要 件	配 点
I S O 9001認証を取得している。	10

別表4一般事業主行動計画の部の次に次のように加える。

元 気 と や ま！子育て応援企業	富山県から「元気とやま！子育て応援企業」として登録を受け、公表されている。	5
男女共同参画推進事業	富山県男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業における男女共同参画推進事業所認証取扱要	5

所	領に基づき、富山県から認証を受けている。	
保護観察対象者等の雇用	協力雇用主として富山保護観察所に登録し、更生保護法（平成19年法律第88号）第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条に規定する更生緊急保護を受けた者を3月以上雇用している。（同法第85条第4項に規定する期間において雇い入れた場合に限る。）	5

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の規定は、令和3年度以降の入札参加資格に係る審査から適用し、令和2年度の入札参加資格に係る審査については、なお従前の例による。